る場合にあっては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であることとする。

2　前項に規定する基準は、規則第一条の二第十七項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（無害化処理の内容の基準）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の四第三号及び第十二条の十二の十六第三号の規定により環境大臣が定める基準は、法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は法第九条の十第一項若しくは法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者により、無害化処理の用に供する施設に投入しないポリ塩化ビフェニル廃棄物（法第九条の十第一項又は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者が行う処分に係る廃棄物に限る。）の全部に係る無害化処理が確実に行われることとする。

2　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の四第五号及び第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること

二　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（告示第二項第一号ハ及び第二号ホに規定する産業廃棄物並びにそれらの産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を行う場合には、次の表の上欄に掲げる区分の廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値を超えないようポリ塩化ビフェニルを分別・除去した上で、焼却すること。

廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油	当該廃棄物に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセント
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム
廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

（新設）

（新設）

（新設）